

税 務 署 だ よ り



令和7年分 年末調整についてのお知らせ

本年の年末調整においては、**基礎控除の見直し等**にご注意ください！

次のような見直し等が行われています。

- ☛ 「基礎控除」や「給与所得控除」の見直し
- ☛ 「扶養親族等の所得要件」の改正
- ☛ 「特定親族特別控除」の創設

また、**通勤手当に係る非課税限度額の改正**が行われる場合には、年末調整での対応が必要となる場合があります。

最新情報は「年末調整がよくわかるページ」へ！

年末調整がよくわかる



年末調整がよくわかる ページ (令和7年分)

年末調整の手順等を解説した動画やパンフレット、年末調整時に必要な各種様式など、国税庁が提供している年末調整に関する情報はこのページから入手・閲覧できます。

【お知らせ】

本年の年末調整におい

付している「源泉徴収簿等を用いた年末調整の計算は、**「年末調整計算シート」** (Excel) をご利用いただく

と効率的に行うことができます。

源泉徴収義務者
(給与の支払者) の方へ

給与所得者
(従業員) の方へ

年末調整手順の電子化

源泉徴収義務者の方へ

年末調整の手順を案内するとともに、年末調整に関する「動画」や「パンフレット」など年末調整に役立つ情報を提供しています。

給与所得者の方へ

年末調整の概要、各種申告書の「記載例」や「記載に当たってのポイント」など、給与所得者の方に役立つ情報を提供しています。

年末調整手順の電子化

年末調整手順の電子化に関する情報を提供しています。

チャットボットに相談する

年末調整について、よくある質問にお答えしています。
※ 公開期間は令和7年10月頃から令和8年1月下旬までの予定です。



詳しい説明(パンフレット)

「年末調整のしかた」や「法定調書の作成と提出の手引」のパンフレットを提供しています。

各種様式・記載例

年末調整関係様式や記載例、法定調書関係様式を提供しています。

年末調整計算シート(Excel)

従業員の方の給与の総額や控除対象扶養親族の人数などを入力することで、その従業員の方の年末調整の税額計算を効率的に行うことができます。

※ ご利用には、Microsoft office Excelがインストールされたパソコンが必要です。

- ◎ 年末調整に係る源泉所得税及び復興特別所得税の納期限
→ **令和8年1月13日(火)**
- ◎ 年末調整に係る源泉所得税及び復興特別所得税の納期限 (納期の特例の適用がある場合)
→ **令和8年1月20日(火)**
- ◎ 給与所得の源泉徴収票などの法定調書の提出期限
→ **令和8年2月 2日(月)**

※ このリーフレットは、令和7年12月1日以後に行う令和7年分の年末調整について、令和7年7月1日現在の法令に基づいて作成しています。

税 務 署 だ よ り

◎ 令和7年分の年末調整における主な改正事項

本年12月に行う年末調整においては、**基礎控除の見直し等**の改正が行われていますので、ご注意ください！
詳細や最新情報は、国税庁ホームページの「年末調整がよくわかるページ」をご確認ください。



1 基礎控除の見直し等

・ 基礎控除の見直し

次のとおり、合計所得金額に応じて、**基礎控除額が改正**されました。

合計所得金額	132万円以下	132万円超 336万円以下	336万円超 489万円以下	489万円超 655万円以下	655万円超 2,350万円以下
控除額	95万円	88万円	68万円	63万円	58万円

(注) 1 合計所得金額655万円以下の控除額は、所得税法第86条の規定による基礎控除額58万円に、租税特別措置法第41条の16の2の規定による加算額を加算した額となります。
2 合計所得金額2,350万円超の場合の基礎控除額に改正はありません。

・ 給与所得控除の見直し

給与所得控除の最低保障額が55万円から**65万円に引き上げ**られました。

(注) 家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例についても、必要経費に算入する金額の最低保障額が55万円から65万円に引き上げられました。

・ 扶養親族等の所得要件の改正

扶養控除等の対象となる扶養親族の所得要件が48万円以下から**58万円以下**に引き上げられるなど、**所得要件が改正**されました。

扶養親族等の区分	所得要件(※)
扶養親族 同一生計配偶者 ひとり親の生計を一にする子	58万円以下
勤労学生	85万円以下

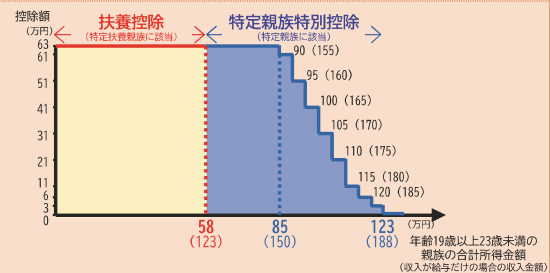
(※) 合計所得金額(ひとり親の生計を一にする子については税所得金額等の合計額)の要件をいいます。

・ 特定親族特別控除の創設

所得者が生計を一にする**年齢19歳以上23歳未満**の親族(注)を有する場合に受けられる控除として、**特定親族特別控除が創設**されました。

(注) 里子を含み、配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。

控除額は、その親族の合計所得金額に応じ、右図のとおりとなります。



《年末調整における留意事項》

- ① 従業員の方に、改正により**新たに扶養控除等の対象となった親族等がないか**確認してください(改正により新たに扶養控除等の対象となった親族等がある場合には、「扶養控除等(異動)申告書」の提出を受けてください。)
- ② **特定親族特別控除の適用を受けようとする従業員の方**から、「給与所得者の特定親族特別控除申告書」の提出を受けてください。
- ③ **改正後の基礎控除額や給与所得控除額等に基づいて**、年末調整の計算をしてください。

2 調書方式による住宅借入金等特別控除の適用

令和7年分の年末調整からは、**調書方式**による住宅借入金等特別控除の適用を受ける従業員の方がいます。

(注) 調書方式とは、金融機関等から提供された情報に基づいて、国税当局から所得者本人(従業員の方)に住宅借入金等の「年末残高情報」を提供する方式をいいます。

調書方式による住宅借入金等特別控除の適用を受ける従業員の方は、調書方式に対応した金融機関等に対して「住宅ローン控除の適用申請書」を提出した従業員の方となります。

調書方式の概要や調書方式に対応した金融機関等については、国税庁ホームページをご確認ください。



《調書方式の場合の留意事項》

- ・ 従業員の方が給与の支払者に提出する「給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書 兼 年末調整のための住宅借入金等特別控除証明書」(控除証明書等)に、「**住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書**」の添付が**不要**となります。
- ・ 控除証明書等は、原則、「住宅借入金等の年末残高」や「住宅借入金等特別控除額(見込額)」を記録し、又は記載した上で、税務署から従業員の方に交付されます(控除証明書等の**交付時期**は、電子交付の場合は毎年**11月中旬頃**、書面交付の場合は**入居2年目の11月下旬頃**となります。)

3 通勤手当に係る非課税限度額の改正

通勤手当に係る非課税限度額の改正が行われる場合には、年末調整での対応が必要となる場合があります。年末調整の前には、国税庁ホームページで最新情報を必ず確認してください。



税 務 署 だ よ り

(R7.9 東京国税局)

国税も! 地方税も!

暮らしにとけこむ

キャッシュレス納付!

源泉所得税を毎月納付する方など納付の機会が多い方におすすめてです! なお、関与税理士に「**自動ダイレクト**」(自動引落し)を依頼することで、e-Tax 送信と同時に納付手続きが済みます。

自社等で徴収高計算書(源泉所得税)の提出と納付手続きをされる場合は、源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナーへ



国税庁e-Taxキャラクター: イーガワ

e-Tax

いつでも
どこでも

簡単納付



エルタックス
eLTAX



eLTAXイメージキャラクター: エルレンジャー

国税庁ホームページ
「国税納税の手続」



eLTAX 地方税
ポータルシステム

